

# 現業評議会規約

## 第1章 総則

第1条 本評議会は、全日本自治団体労働組合福島県本部（以下「県本部」という。）規約第20条により、この評議회를、県本部現業評議会（以下「評議会」という。）と称し、事務局を県本部事務局内におく。

第2条 本評議会は、県本部加盟単組の現業部をもって構成する。

第3条 本評議会は、県本部の規約および運動方針にそって各単組現業部の基本的権利を守り、経済と社会的地位の向上をはかることを目的とする。

第4条 本評議会は、目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 各単組及び各総支部に評議会をおき、共通の要求、問題解決のため連絡体制を強化する。
- (2) 学習活動を強化し、権利、労働条件の改善と必要な事項の徹底をはる。
- (3) 目的達成のため必要なあらゆる事項の連絡の強化及び指導に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要な業務を行う。

## 第2章 機関

第5条 本評議会に、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 単組代表者会議
- (3) 幹事会

第6条 総会は、本評議会の最高決議機関で毎年1回議長が召集する。ただし、幹事会が必要と認めた場合は、臨時に開かなければならない。

2 総会は代議員をもって構成し、代議員は、次の比率で選出する。

組合員数	20名まで	1名
同	50名まで	2名
同	100名まで	3名
同	200名まで	4名
同	300名まで	5名
同	400名まで	6名
同	500名まで	7名
同	600名まで	8名
同	700名まで	9名
同	800名まで	10名
同	900名まで	11名
同	1,000名以上	12名

3 総会は、代議員の過半数の出席で成立し、決議は、出席代議員の過半数で決定する。ただし、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

4 大会は次の事項を決定する。

- (1) 活動方針
- (2) 予算及び決算報告
- (3) 役員を選出
- (4) その他、必要な事項

5 総会の議長は、代議員の仲から選出する。

第7条 単組代表者会議は、総会につぐ決議機関であって、役員及び各単組代表者をもって構成し、年1回以上招集する。また、幹事会で必要と認めたとき、議長はこれを招集する。

第8条 幹事会は、本評議会の執行機関であり議長、副議長、事務局長、事務局次長、幹事をもって構成する。

## 第3章 役員

第9条 本評議会に次の役員をおく。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 議長    | 1名  |
| (2) 副議長   | 2名  |
| (3) 事務局長  | 1名  |
| (4) 事務局次長 | 1名  |
| (5) 幹事    | 若干名 |

第10条 四役は各総支部より1名ずつ、幹事は県職連合総支部より1名、各総支部より4名（その内1名は総支部現業評事務局長とする。）を選出する。

2 役員は、幹事の互選により選出し、総会の承認を得なければならない。任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充の場合は、前任者の残任期間とする。

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 議長は、本評議会を代表し、本評議会の会務を総括する。
- 2 副議長は、議長を補佐し、議長事故ある時これを代理する。
- 3 事務局長は、議長の命を受け、活動の執行にあたる。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の会計を処理する。
- 5 幹事は、業務を分掌し、その執行にあたる。
- 6 県本部中央執行委員は四役の中から選出する。

## 第4章 組織

第12条 本評議会に次の部会をおく。

- (1) 清掃部会

- (2) 学校給食部会
  - (3) 学校用務員部会
  - (4) 県職部会
  - (5) 一般現業部会
- 2 各部会の長は、それぞれ四役の中から、部員は幹事の中から選出する。
- 3 必要あるとき各部長は、議長の承認のうえ部会を招集することができる。

## 第5章 会計

第13条 本評議会の経費は、県本部予算より支出する。

第14条 本評議会の会計年度は、県本部会計年度に準じる。

## 附 則

第15条 この規約に定めていない事項については、県本部規約及び諸規程に準ずる。

- 2 この規約は、1979年3月2日に施行する。

## 附 則

1 この規約は、1994年10月14日に改正し、同日より施行する。

- 2 この規約は、2008年2月1日改正し、2008年4月1日から施行する。

# 衛生医療評議会規約

## (名称)

第1条 この評議会は、全日本自治団体労働組合福島県本部（以下「県本部」という。）規約第20条の規定に基づき衛生医療評議会（以下「評議会」という。）を組織する。

## (目的)

第2条 本評議会は、県本部の規約および運動方針にそって問題の解決を促進する。また、衛生医療の職場の賃金及び労働条件の維持改善、併せて社会的、経済的、文化的地位の向上をはかる。

## (機関)

第3条 本評議会に、次の機関をおき必要に応じ議長が召集する。

- (1) 機関は総会及び幹事会とする。
- (2) 総会は、衛生医療施設従事者の代表をもって、年1回以上開催し、評議会の運動方針、役員選出、本規約の改廃その他必要な事項を決議する。
- (3) 幹事会は、役員をもって構成し、評議会の運営、第2条及び総会で決定された事項の執行にあたる。

第4条 本評議会に次の役員をおく。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名

2 幹事は、医療機関については各施設の代表者とし、保健所設置の組織については各保健所職場からの代表とする。それ以外の職場については総支部から2名以上とする。

なお、議長、副議長、事務局長、事務局次長の任にあるものを除く。

3 議長、副議長、事務局長、事務局次長の四役は総会で選出する。任期は1年とし、欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

なお、選出できない場合及び欠員が生じた場合は幹事会に委ねることを妨げない。

4 幹事は幹事会で確認承認する、任期は1年とし、欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 議長は、本評議会を代表し、総括する。

6 副議長は、議長を補佐し、議長事故あるときは、これを補佐しその任にあたる。

7 事務局長は、本評議会の議長の命を受け運営の任にあたる。

8 事務局次長は、本評議会の事務局長を補佐し、運営の任にあたる。

9 幹事は、本評議会の運営執行にあたる。

第5条 本評議会に部会を設けることができる。部会の設置は総会で定めるものとする。

第6条 この規約改廃は、総会の決定による県本部中央委執行委員会の承認をうける。

第7条 この規約に定めのない事項については、県本部規約及び諸規程に準ずる。

第8条 この規約は1979年3月2日から施行する。

## 附 則

この規約は、2008年2月2日改正し、2008年4月1日から施行する。